

●香川県選挙管理委員会告示第27号

平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和5年8月22日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
綾川町	略		綾川町	略	
	東分地域交流館	略		東分地域交流館	略
				<u>綾上農村環境改善センター</u>	<u>綾歌郡綾川町山田下3300番地</u>
	綾川町B & G綾上海洋センター体育館	略	<u>綾川町国民健康保険総合保健施設綾上（いきいきセンター）</u>	<u>綾歌郡綾川町山田下3352番地1</u>	
			綾川町B & G綾上海洋センター体育館	略	
略			略		